

令和3年

文教委員会会議録

とき 令和3年12月9日

品川区議会

令和3年 品川区議会文教委員会

日 時 令和3年12月9日(木) 午前10時48分～午前11時42分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 あくつ 広王 君 副委員長 湯澤 一貴 君
委員 松澤 和昌 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 安藤 たい作 君 委員 吉田 ゆみこ 君
委員 松本 ときひろ 君

出席説明員 柏原 子ども未来部長 廣 田 参 事
(子ども育成課長事務取扱)
伊東 子育て応援課長

○午前10時48分開会

○あくつ委員長

ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査および委員長報告についてを予定しております。

なお、本日の委員会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更するとともに、理事者の出席も必要最小限とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

最後に、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

第88号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）

○あくつ委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

第88号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○伊東子育て応援課長

それでは、第88号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）についてご説明いたします。資料は補正予算説明書12ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、3目子育て応援費につきまして、16億9,387万1,000円を追加し、113億8,521万円とするものでございます。右側、13ページの説明欄をご覧ください。歳出の内容といたしましては、子育て世帯臨時特別給付金の支給に関する経費でございます。歳入に関しましては、全額国庫補助金ということで増額補正させていただくものでございます。

別の資料でございますけれども、「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給について」をご覧ください。この給付金事業の概要でございます。

11月26日付で、内閣府政策統括官から「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」というものが発出されまして、12月中に支給するとの方針が示され、実施するものでございます。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、高校生相当の年齢、18歳までの子どもがいる世帯に対し、給付金を支給するものでございます。補正金額は、先ほど述べたとおり、16億9,387万1,000円です。

1番ですけれども、「給付金の内容」でございます。（1）対象者につきましては、令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童ということになります。

（2）「給付額」は、児童1人当たり一律5万円ということですが。

（3）対象者ですけれども、3万3,446名を見込んでおります。対象者が、今年の9月分の児童手当を受給した方となっておりますので、その時点の児童数と、区では把握していない公務員家庭の方の推定の数、それと10月以降の出生者の見込みの数を足した数字となっております。

（4）事業経費等ですが、16億9,387万1,000円です。全額国庫負担となります。

2番「区民への周知」です。対象者へは来週早々に案内を送付する予定としております。同時に区の

ホームページ等でも周知してまいります。

3番「スケジュール」です。来週早々に案内を送付予定としておりますが、公務員の世帯、10月以降に出生した世帯については別途となります。公務員の児童手当につきましては、区としては把握しておりませんので、申請が必要となるとのことをごさいます。国からは、プッシュ型ということで、情報のある対象者には申請を求めず年内に支給されておりました、それに向けて作業を進めてまいります。申請が必要になる方に対しましても、1月の早い時期にご案内ができるよう準備を進めていくという予定をごさいます。原則、3月末までに申請していただき、給付するというものになっていくものをごさいます。

○あくつ委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

まず、資料には、児童手当支給対象となる児童が対象となっておりますが、所得制限はあるのでしょうか。また、その中身について伺いたいと思います。

あと、先行給付は今回15歳までですよね。児童手当対象となる方が先行ということなのですが、残りの16歳以上18歳以下の子どもには、いつどのように支給する考えなのか、伺いたいと思います。

○伊東子育て応援課長

所得制限につきましては、児童手当の制度の中での所得制限が適用となりますので、報道等で示されているとおり、年収960万円以下の方が対象となって、それ以上の方に関しては対象外という形になります。

16歳から18歳までに関しましては、申請が必要になるという話をしたところをごさいますけれども、年明けというか来年から作業に入るという予定です。

○安藤委員

そういう意味では、資料だけ見ると、全員出るとは思っていないかと思ってしまうので、その辺は、報道等ではあるかもしれないのですが、きちんと書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

それと資料の前文のところ、給付の目的について、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するとありますけれども、コロナの影響を受けているのは当然、子育て世帯だけではなく、対象がやはりちょっと狭いのではないかと。それで、子ども未来部で所管していて支援事業を行っているのは、学生や若者支援もあると思うので、そういったあたりの方への支援も必要だと思えます。今回、補正予算を組んで、なぜ子育て世帯のみの給付でとどめるのでしょうか。伺いたいと思います。私はやはり、補正予算を組むのであれば、これまでも求めてまいりましたけれども、大学生を抱える困窮世帯や、あるいは若者単身世帯への臨時支援金というもの、区独自に支給すべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○伊東子育て応援課長

今回、子育て世帯への臨時特別給付ということで、国がそういう方針を決めまして、我々はそれに基づいて粛々と進めていくということをごさいます。それ以外の部分でというお話がございましたけれども、これ以外に国では様々な形で同時に支援策を考えているという状況にごさいます。そういうことで、区としてさらに別の形ということは、今は考えていないという状況にごさいます。

○安藤委員

住民税非課税世帯へのという話も出ていますが、まだそれは具体化されていないようですが、仮にそれが実行されたとしても、住民税非課税世帯ということで大変限られた枠になってしまいます。コロナで影響を受けて大変なところというのは、やはりそこにとどまらないと思いますので、特に先ほど申し上げましたような、子ども未来部で支援の事業を行っているようなところについても、やはり区独自に、ぜひ考えていただきたいと思います。今後、補正予算という形で組めますので、ぜひその辺はご検討いただきたいと思います。

次に、今回報道等でもありますように、政府からは、現金でまず5万円だと。残り5万円はクーポンで給付という考えが示されています。一方で、閣議決定などもされたようですが、自治体の実情を踏まえ、現金給付でもよいとの考えも示されておりまして、現に現金10万円を一括で振り込むことを検討している自治体もあると報じられています。

この点について、3点伺いたいのですが、1つは、この間、品川区への給付金についての区民の間合せはどれぐらいあって、うち現金で全額支給してほしいという要望はどれぐらいあったのかというのを伺いたいです。2点目ですが、コールセンターの運営等委託経費1,000万円なのですが、これはどこに委託するのか伺いたいです。3点目は、保護者のニーズあるいは支払いの迅速性や、あるいはクーポンにすると様々な経費がかかるという報道、指摘もありますけれども、経費節減の観点からも、品川区も10万円を現金で支給すべきなのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊東子育て応援課長

区民からの問合せというご質問でございましたけれども、具体的に件数を取っているわけではないところでございますので、それはお答えできませんが、聞いている範囲の中で言えば、現金を希望するなどというような意見が出ていることは承知しているところでございます。

あと、コールセンターの件でございますけれども、今のところ、この間の給付金のことをお願いしているところに、追加してお願いしようかと考えているところです。

あと、後段というか、今回は先行給付ということで、5万円分現金支給ということで作業を進めているわけですが、後半のクーポンか現金かという話が今、出ているところですが、具体的に国から、まだ正式な形が示されておりませんので、こちらとしてはそれを待ってからということになります。

○安藤委員

示されていないということですが、先ほど紹介したように、自治体によっては、需要に応じて、現金でも可能とするということを言っているわけですから、これは自治体として、品川区として、先ほど、そういった声もあることは承知しているということでしたけれども、私は現金で払うべきだと思っておりますので、今後、できれば今回一括して10万円というのが、そのほうが早いですから一番よかったのですが、ただ、ちょっと難しいということであれば、後半のほうは現金でぜひやっていただきたい。クーポンということになりますと、地域振興券というものもかつてありましたけれども、政府の調査でも、消費の純増分というのは3割程度しかないと結論づけられているそうです。なので、様々な面からも、やはりクーポンよりも現金ということをご希望したいと要望したいと思っております。以上です。

○あくつ委員長

ほかにごありますか。

○吉田委員

今、生活者ネットワークとしても、いろいろな経費のことを考えると、現金給付が妥当ではないかと考えているのですが、まだ具体的に国から示されていないというご答弁でした。これも報道の範囲ですけれども、選択は自治体の判断に任されているという報道と、そうではあるけれども、近隣にクーポンが使えるような商業施設がないところに限ってほしいというような、どっちとも取れるような報道なのです。それで、具体的に国から、こうするようにと示されたときには、それにそのまま従ってしまうということなのではないでしょうか。その辺についてお考えを伺いたいと思います。

○伊東子育て応援課長

今、委員がご指摘のとおり、まだはっきりとした方向性が示されていないという状況の中で、どちらとも取れるということなのですが、どういう形だったらよくて、どういう形だったら駄目なのかというところが、今、示されていないような状況なのです。ですので、それを見た上で、どうするかというのは考えていかななくてはいけないのかと。まだ今のところ、はっきりとしたものは示されていないという状況で、何ともお答えできないかという感じです。

○吉田委員

国からは具体的に示されていないということですが、ぜひ区としての判断を明確にさせていただきたいと思います。

基本的には、これも報道の範囲ですけれども、自治体の判断を尊重するという報道もありますし、私はそうあってほしいと思います。子育て施策に資するクーポンというのは一体何なのだろうと思います。範囲がすごく、判断が難しくなると思います。一見、そのまま聞くと、そのほうが支出の目的に合うということと言えますけれども、子育てで、皆さん実感されていると思いますけれども、例えば食費などはどうなのでしょうかと思います。育ち盛りであったりすると、やはり、すごく大変なのが食費というふうになるのではないのでしょうか。学用品や、もちろん教育に関わる場所などもあると思うのですが、原則的に子育てに有効なことに使うクーポンというのが、それ自体、かなりいろいろな判断を迫られると思いますので、国から示されるとしても、ぜひ区としての判断もそこに加味させていただきたいと思うのですが、その辺についてももう一回、お考えを伺いたいと思います。

○伊東子育て応援課長

どういう形での制約といいますか、どういう形で国としてやっていくべきかというのは、多分、今後示されてくると思います。それを見て、品川区としてどう考えていくかというのは、当然判断していかなくてはならないと思います。全体像を見た中で、子育てに限定したクーポン券がいいのか、現金がいいのかというのは、もう少し具体的なことを見ないと判断できないのかと、思っているところでございます。

○吉田委員

ぜひ、区としての判断をしていただきたいと思います。やはり、子育てに資するためのということも、子育てというのはかなり広範囲になりますので、ぜひその辺は、生活者ネットワークとしては現金での給付ということ、いろいろな区としての経費削減の意味もありますし、実際に子育てをしておられる方のニーズにも一番それが合うのではないかと思いますので、そのように検討していただきたいと思います。これは要望でとどめます。以上です。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

今、ちょうどご説明があったのですけれども、すごくそこは大事なところだと思うので伺いたいのですけれども、今の地域の実情に合わせてというところがありました。後から出てくるクーポン券のところでも地域の実情という話があって、現金でやるのか、クーポンでやるのか、我々日本維新の会が市長をやらせていただいている大阪市は、現金10万円で、年内に一括でやりたいというふうなことを申し上げているところですが、ほかでも、そういう自治体は出てきている。当区としては、そこが今できないのは、まだ政府から、実情に合わせてというところの詳しい内容が出てきていないからということでもよろしいのでしょうか。

○伊東子育て応援課長

まず、そもそも11月26日だったのですけれども、そのときに通知が来まして、その中では、先行給付ということで、現金5万円の部分について、もう年内支給に向けて取り組みという話があったところなんです。その後のことに関しては、時期が遅れて通知しますというような話があったところだったので、その時点で10万円一括という話は全く考えていなかったところでごさいます、今はまさに12月のこのタイミングでごさいますので、今は5万円の先行給付に集中している状況でごさいます。

○松本委員

今の通知というのは恐らく、26日ということなので、さっきも出ました、内閣府政策統括官から来ている「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」という通知かと思います。この通知自体は、要領の部分については先行給付金の話がメインなのですけれども、通知自体は、先行と残りの5万円のクーポン分に関係なく来ているところだと思います。そうすると、この時点で、では先行の部分と残りの部分をどうするのかという検討は可能であったのではないかと思うのですけれども、そこは検討されなかったのか。それで、検討されなかった理由として、もう一度伺いますけれども、実情の部分というのが示されなかったからと理解してよろしいのでしょうか。

○伊東子育て応援課長

確かに、11月26日の段階の通知は、広い意味で子育て世帯の、後半の5万円の部分を含めた形の通知でごさいます。ただ、作業というか、自治体に対してといいますか、先行給付に関しては、もう、児童手当を給付するところは年内に支給するという、そこはもうすぐに作業に入ってくれという話で、先ほどと繰り返しになりますけれども、後段の話に関しては、別途、もう少し煮詰めた中で通知しますという話だったために、こちらとしては、触れられてはいますけれども先のことだという判断で、現在に至っているということです。

○松本委員

ありがとうございます。これはまた、これからの議論ですごく重要になってくる点だと思うのですけれども、今回の先行の5万円、そして後々のクーポン券。もう一度、趣旨のところ、どのように政府から説明されているのか伺います。

○伊東子育て応援課長

今回の先行給付の話で言えば、子育て特別給付金については、新型コロナウイルスの感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、一時金的に支給するものだという趣旨でごさいます。もっと広く言えば、先ほどのクーポンの話に出てくるかと思うのですけれども、一応、先行給付に関しては、このようなことで進めさせていただいたということでごさいます。

○松本委員

クーポンのところも含めて、この通知を拝見しているのですが、ここも本当に大事なところだと思います。あくまで書いてあるのは、こちらでも正確に読まないといけないと思いますけれども、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している云々となっているわけです。改めて、ここはきちんと、区としての見解を伺わないといけないのですけれども、あくまで子育ての支援であって、地域振興であるとか、そういったものは、この趣旨には含まれていないと理解してよろしいですか。

○伊東子育て応援課長

1月26日の、今読んでいただいたところでございますけれども、確かにその部分に関しては書かれておりませんが、その後の通知の中では、クーポン券に関しては、地域の実情に応じた様々なことが考えられるから、それは自治体のほうでという話は書かれていたところでございます。

ただ、具体的に様々なことの部分で、国から示されてきていないという状況です。現に国で補正予算の審議がされていて、後段の5万円の部分、クーポンの部分に関しては、まさに今、審議中ということで、なかなか国の方針が決定していないということもございますので、もう少し通知を待たないといけないかというところがございます。

○松本委員

ありがとうございます。今のところは、趣旨をきちんと確認したというところでございますが、これは閣議決定がまずされて、そこに基づいて、この通知が発出されているわけでございますけれども、閣議決定も、今回の通知も、いずれもやはり子育て支援のところしか書いていないわけです。それで、今おっしゃられた実情の部分というのは、あくまで現金でやるかクーポンでやるかというときの手続の話であって、趣旨はあくまで子育て世帯の支援であるというところはきちんと確認した上で考えていかなければならないと思っています。

趣旨のところは長くなったのですが、その上で、もう少し具体的にお伺いしたいのがコールセンターですけれども、このコールセンターはいつからいつまで開設する予定でしょうか。

○伊東子育て応援課長

12月中旬、通知するタイミングに合わせて開設しようと考えてございます。期限につきましては、取りあえず現状で、年度末までに支給という話になってございますので、そこで一旦の契約をしようかと考えておるところでございます。

○松本委員

その契約の中には、今後追加で出てくるクーポンでございますけれども、このクーポンについての問合せも契約の中に含まれていると考えていいのでしょうか。

○伊東子育て応援課長

大きな意味で、先ほど委員がおっしゃった10万円支給という部分の事業でございますので、当然その部分、そのとき決まっているかどうかという部分はありますけれども、問合せには対応するという契約をしようと考えています。

○松本委員

そうすると、年内に5万円給与して、年度末に間に合うかはまた別論ですけれども、年度末までにクーポンもしくはその他の手段で交付するというふうになった場合の問合せ、この後段のほうの追加について、業務の内容としてコールセンターに入っていたとしても、予算額としては変わらないと考えていいのでしょうか。

○伊東子育て応援課長

今、3月31日と言ったのは、先行給付分の部分での一定のめどが立つということで、当初の契約はそういうふうにしようと思っているところです。ですので、今後の展開によっては、契約延長や契約変更など、様々別のことを考えていかななくてはいけないかと思っています。

○松本委員

ありがとうございます。そのように考えると、これも本当に、我々がなぜ一括で年内に現金10万円と言っているかということ、まさにここも大事なところなのですが、追加で後々、事業が増えていく、延長するというふうになった場合には、コールセンターの予算が増えてくるという可能性も出てくるかと思っております。ここの部分は今、確認できたかと思えます。

追加ですけれども、これは今回、5万円なのか10万円なのかというところがありますけれども、今回は現金5万円をまずは振り込むというところがございます。これは、5万円振り込むのか10万円振り込むのかで、振込手数料というのは変わるのでしょうか。

○伊東子育て応援課長

金額だけでは、5万円、10万円での金額で、単価の変更はなかったと思っておりますので、当然、振込のところだけ考えれば変わらないかと思っています。

○松本委員

ありがとうございます。2回振り込むことになる。これは、クーポン券ではなくて現金でやる場合も、2回やる場合というのは、2回振込手数料がかかる。1回であれば1回分の振込手数料で終わるということも確認できたかと思えます。

さらに言うと、仮にクーポンでやる場合なのですけれども、これは今後、要綱等が示されてということになると思いますが、ただ、これは区としてもやはり考えておかないといけないのが、本来の趣旨は、卒業式や入学式、新学期を目指して、これからやっていく施策だと理解しております。そのときに、紙のクーポンでやる場合に、印刷業界というのは1月から3月、4月というのは繁忙期だと思うのですけれども、今後、要綱が示されて、ワクチンや、前の給付金などもそうでしたけれども、要綱を待っていたら、どんどんずれていく。それで、自治体間で、先行でどんどん想定していたところと、待っていたところで、給付に差が出るということは、これまで、この一年、二年の間あったわけですけれども、ここの部分、印刷業界は1月から4月にかけて繁忙期だという事実がある中で、果たして今の段階で、この想定で本当に、3月、4月に、仮にクーポンでいく場合に間に合うのか。この辺りの想定は今どうなっているのでしょうか。

○伊東子育て応援課長

今、想定というか、言われている報道上の中身で、クーポン発行という形になると、3月などというのは非常に、個人的にというか私的には厳しいのかと思っています。国も、当初の概略というか案の中では、遅くとも6月ぐらいまでにはということが言われていたかと思うのですけれども、なかなかクーポンというか、制度設計にもよるのですけれども、いろいろ大変、時間がかかるかと思っています。

○松本委員

ありがとうございます。長くなったので、そろそろ終わりますけれども、おっしゃられたところで、本来は、当初はクーポンについては、卒業式や入学式や新学期というふうな話でしたけれども、今伺ったところでは、6月という話が政府から出ているということだと思います。これはもう、当初の制度設計、制度の趣旨からすると、ずれ始めているのではないかと思うのですけれども、この点について、

区から国に対して、これは少しおかしいのではないかというふうな話というのはされていないのでしょうか。

○伊東子育て応援課長

まず現状では、まだ正式に示されていないという中で、意見がどうのこうのという話にはなっていないところですが、都レベルで、どういう進捗ですか、検討を始めましたかみたいな話は、問合せが来ているところです。それで今後の話が変わっていくのかどうか分かりませんが、そういう中での動きはあるという状況です。

○松本委員

ありがとうございます。

最後に要望ですけれども、以上伺ったところでも、やはり、ずるずると国の判断を待つてやるよりも、我々は年内に一括で10万円やったほうが、これは当然、区民の方たちにとってもメリットがあると思うところですので、もう今日で採決というところですが、何とか年内に一括で10万円できることを要望いたしまして、私は終わります。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○松澤委員

いろいろお話が出たので簡潔に、要望みたいな形で言わせていただきたいのですが、私も現金給付を希望しております。なぜなら、やはりクーポンという部分で事務のお金がかかる。何よりも大切なのが、迅速性なのです。やはり、すぐに届けるということが私は大切だと思っておりますので、クーポンを使うということ、国の指示・方向性だというお話でしたけれども、一部報道では、先ほども出ました、自治体の判断と言うべきことになるのであれば、やはり現金給付を早くやるということが大変望ましいかと私は思っております。要望で終わります。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○つる委員

今、各委員のご質疑を伺っていて理解したところもありますが、まず、そもそもの前提の数字をいろいろ、この際なので教えていただきたいと思うのです。今回まず、先行して年内にということで、2021年度の予備費を7,311億円、国の予算としては持っている。これを活用することで、年内支給がスピーディーに可能となるというところで、それが今回、品川区として、この金額での補正予算案が上がってきている。それが理解の前提なのですが、過日の衆議院選挙で、これは公明党の公約として、子どもの未来を応援するという、暗にメッセージも含めて、一律10万円という、これは政党の主張の部分ですが、そういうことで選挙戦に臨んで、その後の与党協議等の中で、こういう制度設計になっていったというところがありますから、当然、スピーディーに、また現下置かれている、子どもたちに対する応援になるような仕組みというのが一番求められるところだろうという中で、世論も含めた、国会でも質疑が始まりましたけれども、様々な議論がある中で、いろんな報道が今、いろんな変化がなされているという理解があります。

そういう中で、今回の対象が児童手当支給対象というところで、まず今現在、品川区の児童手当の支給対象人数、今回の給付金の起点となるのは令和3年9月現在ですが、まず、令和3年9月現在の全部の児童手当が給付されている人数を教えてください。

○伊東子育て応援課長

区が把握しているというところでの児童手当、特例給付も含むというところで、人数的に言いますと、4万6,677人というのが、給付準備で拾った数字となっております。

○つる委員

ごめんなさい。簡潔に聞けなかった。あと、まとめて伺うと、9月現在では、今おっしゃっていただいた数字で、それ以降、年度内、来年の3月までに出生が予定されている人数、お子さんが出生されれば、当然、特例給付も含めた児童手当の対象になると思うのですが、その人数の想定というのは何人なのでしょう。教えていただきたいと思います。それと併せて、先ほどご答弁いただいた4万6,677人の中での特例給付の人数を教えてください。

○伊東子育て応援課長

出生見込みというところでございますけれども、一応、昨年と同時期、10月から3月31日というところを見ますと、1,500人程度いたというところで、一応、マックスではないですけれども、その人数、1,500名を見込んだところでございます。

それと、特例給付の部分では、同じく区でやっている部分のところでございますけれども、1万7,635名というのが、先ほど言った9月の段階の数字という形になります。

○つる委員

ありがとうございます。

そうすると、引き算で、いろいろ概数とか、前後があつて、正確ではないのですが、いずれにしても、特例給付の人数で見ると、15歳以下の方が1万7,635人いる。これは1人だったり複数だったりということは当然あるわけなので、世帯で見ると、これはもう全然、何の根拠もない計算ですけれども、1万5,000世帯とか、そのぐらいが、いわゆる子育て世帯の中で今回の支給対象外の人数なのかと。こちらは、前提がそうなので、そういう理解です。

それで、先ほどあった公務員の方です。児童手当を受けていらっしゃる公務員の方は申請が必要で、先ほど冒頭のご説明では、1月の早い時期に、その方たちにも書類も送りますというふうになっているのですが、これは事前に確認できなかったのも、そもそもの話だと思っておりますけれども、児童手当というのは、どういう仕組みで、把握しないままできたという、先ほどのご説明の在り方だったのですけれども、そこについて詳しく教えていただければと思います。

○伊東子育て応援課長

児童手当は国の制度ということになりますけれども、公務員に関しては、在勤庁、勤められている自治体といいますか、官公署から直接支給されているという形になりまして、区としてその正確な数字や情報を把握しているわけではないという形になります。ですので、周知の仕方としては、結果的に申請いただくのですけれども、在勤庁から一斉に周知していただいて、各自治体に申請していただくという形になります。

○つる委員

分かりました。すみません。私は不勉強なので、在勤庁というのは、各省庁の「庁」ということですね。そうすると、地方公務員は品川区という理解でいいと理解しました。分かりました。

では、ごめんなさい。確認で、お願いします。

○伊東子育て応援課長

勤め先、私が今、品川区役所に勤めていて、子どもがいるという形になれば、品川区役所から児童手

当が、所得の関係で出ているという形になりますので、区や省庁、いろいろな公務員がいらっしゃるかもしれませんが、所属しているところから手当が支給されているという形です。

○つる委員

そもそもの大前提のところでもいろいろ確認させていただいて、ありがとうございました。そういった根拠があって、今回いろいろ精査して、今回の支給対象となっていて、また支給に際しても、今ご答弁いただいたような公務員の方の世帯というのは、そういう申請があつての支給になるという流れも確認させていただきました。

繰り返しになりますが、公明党は、そもそも一律というところを、これは政党の公約なので、そこは最終、政府としてどうするかというのは、また別の話ですけれども、今回、区の対象となったものについても、そういう前提でいろいろ捉えていきたいというところがあるのですが、1点、先ほど松本委員の質疑の中でも、通知のところでの確認をしていただいたと思うのですが、改めて、11月26日の通知や自治体に対しての通知、また、それ以降の通知の中で、今日に至る、この間の中で、また公式な自治体に対する文書などはないという中も含めて、いろいろな政府の関係者の行動の中で、既にもう自治体の判断でということが出てきているわけです。これまで言われているところの、自治体の判断で現金給付もですとか、その方法は柔軟にという、その根拠の文書というのはあるのでしょうか。教えてください。

○伊東子育て応援課長

今の、自治体の判断でということに関しては、自治体でそれぞれ創意工夫して、実施に向けて準備しろというような通知は来ているところでございますけれども、その中で、やはり細かい部分での要領が示されていないので、いろいろと示された段階で質問したいというように考えております。

○つる委員

分かりました。ありがとうございます。

国から、また各都道府県を含めて、そういったところから来る正式な文書に基づいて、市区町村の自治体は、国などで決まった、今回の補助費とか、そういったものについても、やらなくてはいけないというところはあると思うのですが、改めてここは、その段階の文書・通知に基づいての自治体の判断という規定になってくると思うので、先ほど松本委員も確認してくれましたけれども、この間の中での自治体の判断ということも含めて、また後半の5万円相当のところについての判断というのは、まさに昨日等の議論、もっと言えば公明党が当初からそう言っているとおり結局なっていくのかということもあつたりするわけです。そこはまた別の議論ですが。

あともう一点が、先ほどの、今回年内は中学生まで、児童手当の対象だから非常に分かりやすい、スピーディーにいくということなのですが、先ほど安藤委員のほうでもあつたのですが、16歳から18歳、いわゆる高校生世代というのでしょうか、高校に行っていない方もいらっしゃると思うのですが、そういう人たちは、そもそもの財源が違うので、やっていると思うのですが、ただタイミングの問題で、現金5万円。それで、まだ分からないけれど、残りの5万円相当のところになっていく。先ほど、クーポンについては6月などという可能性もという、国の話としてご答弁があつたわけですが、ただ現金の5万円についてのタイミングというのは、国の補正予算の関係もあるのでしょうか、年度内に5万円というのは、いくことなのでしょうか。

○伊東子育て応援課長

仮の話ですけれども、対象者は同じなわけです。クーポンにする云々という後段の話も同じなわけで

すので、今、先行してやっている部分の対象者が確定すれば、2回目として、仮に現金で支給するとして、その人に対して支給するという形になりますので、時間的には年度内で。申請が必要な方々に関しても、年度内までの申請ということになっていきますので、若干遅くなるかもしれないですけども、割と早い時期に可能なのかとは思っています。

○つる委員

すみません。今回、議案でかかっている以外のところの部分なので、参考ということでお答えいただいたと思うのですが、それで、スケジュールのところ、今回の現金5万円は、12月下旬で給付対象者に給付金支給とあるのですが、児童手当の振込などと同じ考えでいくと、これは今回挙げられている対象の3万3,446人に、同時に、一括という表現かどうか分からないですけども、支給されるということでもいいのですか。申請ではないので、そういう理解でよろしいでしょうか。

○伊東子育て応援課長

対象の3万3,446人には、先ほどの、公務員や出生の部分の数字的には入っていますので、それは除かれて、まさに区からの児童手当をもらっている方に関しては、通知を差し上げて、間に辞退届の関係がありますので、その受付をして、それで最終的に支給するという形になりますので、そういう流れになっています。

○つる委員

同じタイミングかどうか。

○伊東子育て応援課長

確定したものは、年末までに一括で支給されるという形です。

○つる委員

分かりました。ありがとうございます。

今回のことについては、年内に支給される対象の方の補正予算ということでありまして、今、支給されるタイミングや、一括でなどということも確認できましたし、また公務員の方々、新生児の方についての申請ないし給付時期についても、一定確認ができました。

その上で、最後に、冒頭申し上げたとおり、今回の5万円プラス5万円相当というのは、そもそも公明党が提案申し上げて、国政の場で与党の中でもしっかりと協議されて今の制度になったという中で、今、様々な議論の中で、残りの後半の5万円についても、現金がいいというような世論の声も非常に大きいということもあります。なので、今回示されている需用費、役務費、委託料といったところ、委託料については、コールセンターについては一定かかるかもしれませんが、それ以外の経費についての考え方も、これは当然出てくるという中で、先ほど来確認させていただいた自治体の判断、その根拠も示された上で、ここはやはり現金で支給していくということが、品川区の対象となっている世帯の方々からも非常に望まれる声なのではないかと推測する中であっては、公明党としては、現金給付についても、この場でですけども、ぜひ要望しておきたいと思います。これは、ほかの会派と一緒に要望にとどめますけれども、そういったことを最後に要望させていただいて、質疑を終わります。

○あくつ委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。それでは品川区議会自民党からお願いいたします。

○松澤委員

賛成です。

○つる委員

賛成です。

○安藤委員

賛成です。対象が少しまだ不十分な点や、様々改善すべき点はあると思いますが、今回の補正予算の中身は、コロナ禍の下での子育て支援に必要なものですので賛成いたします。

○吉田委員

先に少しだけ意見を述べさせていただきます。

生活者ネットワークは、子育て世帯への応援というのが現金給付でいいのだろうかという思いは実があります。ただ、生活者ネットワークにいろいろなご意見を頂く中で、本当に具体的にこの給付があれば、あのうちは助かると、頭に浮かんでしまうおうちもあります。ですので、今後の子育て世帯への応援策についてはもう少し検討していただきたいと思いますが、これは国の方針でもありますので、この給付については賛成いたします。

○松本委員

賛成です。賛成なのですけれども、本補正予算の議案は、先ほど確認したように、やはり先行の5万円部分と後段の5万円相当の部分というのは、パッケージとして同じ趣旨でやられているものだと思います。そのように考えると、やはり区民で本当に今困っている方たちのことを考えると、年内に一括して10万円。それはもう、事務費を考えても、それが一番適切だと思います。まずは後段の5万円についても現金でやっていただきたいと思ひますし、本来であれば年内に全てやるのが、区民感情にも沿うものだと考えています。そこは改めて要望したいところではありますが、本件については、やはり今日の各党派のご意見を伺っていても、政府の在り方というのはあまりにもひどいと思うところで、今回、大阪市をはじめ幾つかの自治体で年内に10万円というところを言っている中で、政府で当初の発信を翻して、やはり基本はクーポンなのだという話をする。場合によっては、これは国庫補助金が出ないという可能性まで示されているところでもあります。これは、地方分権・地方自治の観点からすれば、国が裁量によって地方自治をゆがめるといふ、地方の行政をゆがめているといふところで、極めて地方議員としても懸念を示さなければいけないと思ひますし、ぜひ区としても、今回の国の在り方といふところについては、いろいろと意見を言っていたきたいと要望いたしまして、賛成と述べさせていただきます。

○あくつ委員長

それでは、これより、第88号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

2 委員長報告について

○あくつ委員長

次に、予定表2の委員長報告についてを議題に供します。

議案審査の委員長報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○あくつ委員長

ありがとうございます。それでは正副でまとめさせていただきます。

以上で、委員長報告についてを終了します。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午前11時42分閉会